

第10回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月9日(火) 午後3時00分

2 開催場所 大原庁舎 3階 301会議室

3 出席委員(10名)

2番 麻生 等	3番 吉田 良和	4番 高橋 奈緒美
5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六	7番 岩瀬 俊哉
9番 松崎 秋夫	11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義
13番 中村 好男		

4 欠席委員(3名)

1番 織本 幸一	8番 菰田 賢	10番 福山 博久
----------	---------	-----------

5 提出議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 ただいまから令和7年第10回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は3つでございます。

最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、8番 菰田委員、10番 福山委員の3名であり、出席委員数は委員総数13名中10名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条並びに第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番 鳥山委員、議席番号9番 松崎委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は農地の管理が困難になったためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。季節野菜等を計画しています。

申請土地、島字扇子長サ、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は相続により取得したが、管理出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町桑田字堰下、地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。図面番号は2です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。

図面番号1を見ていただいて、敷地の右側に譲受人がもうお住まいになられていました。季節野菜をつくっていききたいという話でした。やる気はあると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 次に番号2について、13番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。

図面の四角い方が畑、矢印の方が田です。20年近く耕作してません。現地行きましたら草だらけでしたが、新規就農して野菜をつくりたいと、この近くで管理している所があるのでこちらも就農したいということで、場所的にも問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、本件土地は大野字川崎の田と畑〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で大野下区農村共同会館の東側に位置します。図面番号3です。

申請土地は農振農用地に該当し原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められることから例外的に許可できるものであると考えます。

転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地の下部では柵を耕作し、農

地の上で発電を行います。

本施設は令和元年に一時転用の許可を受けて設置されましたが、前回許可より3年が経過することから再度の申請を行うものです。

所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について事業計画認可済です。

番号2、本件土地は岬町谷上字京出谷の畑〇〇〇〇㎡で、谷上やすらぎの家の西側に位置します。図面番号4です。

申請土地は10ha以上の農地の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は専用住宅、カーポートです。

申請人は現在の住居の老朽化が酷いため申請地に住宅建設を計画しました。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の市道側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、道路占用許可申請について建設課に申請済です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 4番 高橋です。

説明にありました通りソーラーシェアリング、営農型ソーラーです。3年前、前回申請時はすごくきれいでした。暑さのせいかわれていますが一応適切な管理はされていると認められますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 次に番号2について、13番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。

事務局の説明にありましたように実際に住んでいるのは図面の網掛けの右下で家続きです。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
番号1、本件土地は能実字殿前の畑〇〇〇〇㎡で、特別養護老人ホームの東側に位置します。図面番号5です。
申請土地は10ha以上の農地の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。
譲受人は譲渡人の孫であり、家族の世話と農業に従事するために実家近くに住宅を建設する計画です。
用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道の側溝に放流します。一部埋め立てを行います。他法令の関係は、埋立て条例について環境保全課に届出済です。
権利内容は贈与による所有権移転です。
全体の所要資金は〇〇〇〇円で借入金にて賄います。
番号2、本件土地は釈迦谷字南辰ヶ谷の田〇〇〇〇㎡で、特別養護老人ホームの北西側に位置します。図面番号6です。
申請土地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。
譲受人は法人で小規模産業廃棄物処理施設設置許可を取得して事業を行っておりました。今回法人を閉鎖し個人で許可を取り直して事業を行う予定でしたが、設置場所の地番誤りが発覚しました。

そのため、資材置場として農地転用して事業を行う計画です。

雨水は自然浸透とし、水道、排水設備は設置しません。整地のみ行います。

権利内容は使用貸借権の設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号3、本件土地は岬町市野々字日渡の田〇〇〇〇㎡で、区会所北西側に位置します。図面番号7です。

申請土地は10ha以上の農地の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し原則として許可できませんが、転用目的が周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は、隣接地で建築業を営んでおり、店舗、農業体験ができる宿泊棟、駐車場を建設する計画です。

用水は市営水道。排水について雨水は浸透柵を設置、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後農業用排水路に放流します。一部埋め立てを行います。

権利内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、菰田委員が欠席のため事務局の説明のとおり問題ないと報告を受けていますので、よろしくお願いいたします。

次に番号2について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。

事務局の説明のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に番号3について、13番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。

図面の網掛けの脇の所が受人の所有する作業場です。その隣りの用地を購入して農業体験用宿泊施設を建てたい。一部埋立てして使うようです。

よろしくお願いたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、4ページから6ページに記載のとおり報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第10回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時35分)

議事録署名人

議長

委員

委員